

細則第7号
個人情報取扱いに関する細則

(目的)

第1条 この細則は、本会が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律(以下、「法」という。)等を順守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努める。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱い方法を、必要に応じて、総会資料または回覧により、会員に周知する。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長もしくは会長が指名した役員とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、役員、ブロック長、緊急時支援対策委員会が指定する者とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、本会への加入届を、会員又は会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得する。

- 2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得する。
- 3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名(家族、同居人を含む)、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、援護要の場合の事由、その他連絡事項などで会員が同意する範囲とする。
- 4 本会が配布する名簿に記載する個人情報は、ブロックの番号、氏名、住所、電話番号のうち、会員が同意する事項とする。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用する。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成および会の区域図の作成
- (3) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- (4) 訃報の回覧。ただし、家族の希望があった場合。
- (5) 災害等の緊急時における支援活動
- (6) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

(管理)

- 第9条 個人情報、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。
2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

- 第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者(委託・共同利用の相手方を除く)に提供しない。
- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
 - (5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第11条 取扱者は、個人情報を第三者(県・市役所・区役所を除く)に提供したときは、法第 25 条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

- 第12条 取扱者は、第三者(県・市役所・区役所を除く)から個人情報の提供を受けるに際しては、法第 26 条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。

(開示)

- 第13条 会員は、第 7 条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について、管理者に開示を請求することができる。
- 2 管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第 28 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

- 第14条 会員は、第 7 条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について、管理者に対して訂正等を求めることができる。
- 2 前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。ただし、各会員に既に配布されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもって、これに代えることができるものとする。

(漏洩発生時等の対応)

- 第15条 取扱者は、個人情報を漏洩、滅失、棄損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

(開示請求及び苦情相談窓口)

- 第16条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、総務部長とする。

(付則)

- この細則は、2019 年 4 月 21 日から施行する。